

申請資格等について

共同利用施設等は、地域活動の拠点となる施設であり、その多くが非常時には予備避難所となる施設です。宝塚市指定管理者制度運用方針において、「地域に密着した公の施設で、地域の団体による管理が市民サービスの提供に有利である場合」は、非公募とすることができるものとするとの規定を根拠に、平成26年12月18日に宝塚市立中山台コミュニティセンター条例等を改正し、それ以降、より施設の目的に合致した運用を目指すため、公募によることなく（非公募で）、各地域の団体を指定管理者の候補者として選定できるよう、条例の規定を整備しています。

宝塚市共同利用施設等指定管理者選定委員会では、下記の選定方針のもと申請を募ることとしました。

1 選定方針

(1) 中山台コミュニティセンター及び地域利用施設

- ア 地域活動の拠点となる施設であり、非常時には予備避難所となる施設であることから、施設の目的に合致した運用を目指すため、当該地域の活動団体を応募対象者とする。
- イ 現行の指定管理者は、施設の目的に合致した管理、運営を行ってきた実績があることから、応募対象者とする。

(2) 未成集会所及び共同利用施設

- ア 地域活動の拠点となる施設であり、非常時には予備避難所となる施設であることから、施設の目的に合致した運用を目指すため、当該地域の活動団体を応募対象者とする。また、施設が整備された経緯から、一定の限られた地域の住民が利用する施設であるので、地域性をより考慮する。
- イ 現行の指定管理者は、施設の目的に合致した管理、運営を行ってきた実績があることから、応募対象者とする。

2 申請資格

- (1) 応募資格は、宝塚市内の自治会やまちづくり協議会等の地域活動団体、地縁的団体及び特定非営利活動法人（定款上の事務所を宝塚市内に置く特定非営利活動法人に限ります。）に限ります。
- (2) 非公募により指定管理者の候補者を選定しますので、原則として自治会等の地域活動団体、地縁的団体に対して申請を募ります。
- (3) 留意事項
 - ① 個人は申請資格を有しません。
 - ② 申請者は、申請書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。